

總務部長

船舶

總務部長

官房二部一號の九

昭和二十一年一月二十一日

官房地方復員部第二復員課長

佐老係地方復員局總務部長殿

旧日本海軍小型舟艇処分について回答

佐復第一〇六三號照會による首題の件は別紙の通

なお

一 漁船は全部旧佐老係保運輸部に在籍したものをあり  
現在では保管者により一時使用を認可して居る。

二 この外は陸軍機務部隊に所属して居た漁船が約三十  
隻あり。

(別紙添)

封

東海軍

海軍

保

漢明丸	漢新丸	漢洋丸	漢歌丸	漢馬丸	漢生丸	漢小丸	漢徳丸	漢福丸	漢一丸	漢笑丸	漢正丸	漢五丸	(A) 型	漢白丸
七九八	一五三八	二六五一	三三八一	一三八四	一四九五	六三三	一九九二	二六二	七八八	二四九	二〇	二〇	高嶺数	三十一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	心機	一〇
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	備	〇
二六六	二八三	三〇	三三五	三四	三六	一七	四三	二九	二五	二〇	二〇	二〇	馬力	二〇
完	完	完	完	完	完	完	完	完	完	完	完	完	現	〇
備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	備	状	〇
南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群	南群
川	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右

海軍

(編 納)

小型	中型	大型	特大型	カッター	特型	三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。二十一。二十二。二十三。二十四。二十五。二十六。二十七。二十八。二十九。三十。三十一。三十二。三十三。三十四。三十五。三十六。三十七。三十八。三十九。四十。四十一。四十二。四十三。四十四。四十五。四十六。四十七。四十八。四十九。五十。
高瀬	高瀬	高瀬	高瀬	高瀬	高瀬	高瀬
一四・二五	一〇・二〇	七・五	五・五	八・八	二・八	一・六
燒蒸發動機	燒蒸發動機	燒蒸發動機	燒蒸發動機	燒蒸發動機	燒蒸發動機	燒蒸發動機
三六	二五・八	二五・〇	二八・二	二四・八	二八・〇	二六・五
完	完	完	完	完	完	完
備	備	備	備	備	備	備
南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島
南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島	南群島群島
現	現	現	現	現	現	現
再取入金	再取入金	再取入金	再取入金	再取入金	再取入金	再取入金

海軍

總務部長

二十三管乙第三。第

昭和二十二年二月十二日

長崎縣終清部長

總務課長

佐世保地務復興局總務部長

海運局佐世保駐在官

長崎支局長

佐世保支局長

熊本財務局長兼濟管財支所長

殿

總務部部長

「シンチイウ」船に閉する情報について

件について別紙覚書の通り連合軍最高司令官からの命令により内務省調査局長より通

書

案



1751

煤があつたのを旧陸海軍新屋にかゝる船舶にして貴  
局(所)で取扱はれたものにつき調査の上本月二十日  
まで結果報告を願ひたい。

1752

(別紙)

連合軍最高司令部民間財産管理局

五六〇(十四一、一九四七)CPC/P

APO 五〇〇

一九四七年一月十四日

覚書宛

日本帝國政府

終戦連絡中央事務局

要件

「キエン・キウ」船に関する情報について

一、運輸者は戦争中日本軍によって捕獲された或船「キエン・キウ」の現状並に現在地について調査報告を求めたい。

二、要求の報告は左記の情報を添えて一九四七年二月二十

八日まで民間財産管理局宛提出せられたい。

a 取得時にかついていた旗の國籍

も航籍地

c 船舶の型及び種類  
d 捕獲の際の情況

1754

南洋油槽船株式會社

業第二九九號

昭和二十二年三月十四日

日本商船株式會社

佐世保地方復員局  
總務部長 殿

拜啓愈々御清通之段實奉リマス 陳者

南油特二三號、特三三號現存證明御返報相賜度件

首題ニ關シテハ先般弊業第二七三號、二八三號及發電ヲ以テ御依頼申置マシタ處去ル六日  
貴電正ニ拜誦致シ貴輸送邊ヲ期待致シ居リマシタガ未ダ落筆致サズ誠ニ困却致居リマス次  
第就前本十三日末文寫ノ發電ヲ以テ重ネテ御依頼申上ゲマシタ故再三御手紙ヲ煩シ甚ダ恐  
懼下テ右御賢察ノ上折返シ至急電報ヲ以テ該船ノ現存證明御返報相賜度此段重ネテ御依頼  
申上ゲマス

電文寫 電見タ「文末ダ着カヌ」特二三「三三現存證明至急返電乞フ」日本商船

佐世保地方復員局  
00 0 10

(東京87)

1755



佐世保地方復員局總務部長殿

佐管博洋文第10

四月十日送

昭和二十一年四月十日

佐世保管船舶博多出張所長

佐世保管船舶部長殿

内務省移管雑役船(2)目録訂正追加に関する件報告

首題の件其の後調査の結果別紙の通り訂正追加を要する事が判明したの下報告します

尚訂正に関する分は福岡縣と連絡済

送付先

第二復員局總務部長

佐世保地方復員局總務部長

送

1756

海軍



佐管博等六号ノ凡

昭和二十二年四月十日

佐世保管船部博多米張所長

福岡縣知事殿

内務省移管雜役船(乙)目録訂正に関する件照会

昭和二十二年三月二十二日附佐世保地方復員局より貴廳へ移管した首題物件中其の後調査の結果左記判明せし故訂正相成左

記

福岡縣(追加の分)中第三第四項「カッター」は一隻にして左の如く訂正す

船種	船名	吨数	機関	馬力	所轄	所在地	現狀	備考
カッター	誠二四 大四七六				不明	野北村	要修理	野北村救難組合所有

栗

録

海軍

4.18

佐復、甲

佐復第一四八號、二

昭和二十二年五月一二日

局長

佐世保地方復員局長

佐賀縣知事殿

雜役船を別紙目録の通り佐賀縣に引渡します

(別紙目録添)

(終)

總務部長

總務部員

封

封

海軍

昭和二十二年五月二日

佐賀縣知事

佐世保地方復員局長殿

雑役船を別紙目録の通り領収致しました

(別紙目録添)

(終)

海軍

(複製)

1759

別紙

雑役船(乙)目録(佐賀縣の分)

船種

船名

屯数

機関

馬力

所轄

現在地

現狀

記

事

カッター

不明

九米

西唐津

八〇%

西唐津造船所にて建造中

ヤリシモ八〇%完成ニテ中止

(終)

(編者)

海軍

佐復

佐復第一四八號

昭和二十二年五月一二日

佐世保地方復員局長

局長

長崎縣知事殿

雜役船別紙目錄の通り長崎縣に引渡します

(別紙目錄添)

(終)

總務部長

總務部長

長

長

海軍

昭和二十二年五月二日

長崎縣知事

佐世保地方復員局長殿

雑役船を別紙目録の通り領収致しました

(別紙目録添)

(終)

海軍

1782

別紙

雑役船(乙)目録(長崎縣の分)

船種	船名	噸數	機關馬力	所轄	現在地	現狀	記
交通船	一四七九	二〇	ピストン	宇(空廠)	早岐	良	山嶺鉄工所
伝馬船	四一七					良	野口 易
内火	五七七			佐港	佐世保	場陸	水船五機走五七七ノ 預入ノ分
伝馬船	不明		燒玉		川棚	良	大村灣造船所

(終)

(編者)

海軍



成手は此も復員あり

二衛總第二五六號

昭和二十二年七月二十一日

總務部長

各地方復員局總務部長殿

復員局第二復員局總務部長

舊軍用船艇拂下手續に關する件照會

總務部員

首題に關し業者より提出する書類が區々で且申請締結も區々に亘るものがあるので貴局で該申請を受け附けられた際は左の通り處理する様業者に指示ありたい

あ

尙寫送附先として接受された場合は一〇〇噸以下の小舟艇の場合に於ても當方に同附あり度い

請

書為念  
申請書類及提出先

別紙に依る。但し一〇〇噸以下の小舟艇にあつては提出先は地方海  
運局長及地方財務局長

⇒ 寫送付先

二府局長、漁業關係の場合は別に農林省水産局長

1765

(別紙)

舊軍所屬船舶一時使用申請書

運輸省海運総局海運局長殿  
大藏省 國有財産局長殿

一、申請船舶の概要

- (イ) 船名又は公稱番号（建造番号）
- (ロ) 船種及び要目（燃料、排水電、馬力其他修裝の種別等）
- (ハ) 舊軍所屬機関名
- (ニ) 現 状

- (1) 復員及び掃海業務との関係
  - (2) 聯合軍に依る接收中なるものなりや否や
  - (3) 現在地及び動靜
  - (4) 終戦後より現在に至る迄の保管の経緯及び現狀
- (ホ) 損傷の程度、狀況

三 使用計畫

(1) 使用目的

(ロ) 本船舶による事業の具体的計畫及び之と從來の事業との關係

(ハ) 特に軍船舶を必要とし申請する理由

(2) 資金計畫

(イ) 修理に要する期間修理費見積

三 希冀條件

(1) 將來拂下を希冀するや或は貸下を希冀するや並びにその希冀價格

(ロ) 希冀價格算定の基礎

四 申請者圖書

(1) 代表者住所氏名連絡先電話番號等

(ロ) 資本金額・資本系統同系會社名

(イ) 申請者及關係役員等の略歴

(ニ) 最近の貸借對照表・財産目錄・決算報告書

例定款・社則・其他關係法規類

(一) 會社沿革現組織機構等

五 地元・民・地方・公共団体等の本申請に對する意見

六 中央官廳地方公共団体・其他關係者の副申

七 大藏省に二通・運輸省に一通提出の事

二復總令二五六號

昭和二十二年七月二十一日

復員局及二復員局總務部長

各地方復員局總務部長

海軍用船艦拂下手續に關する件照會

首途に歸し業者より提出する揚子川及び且申請経路も區々に異なるものがあるので貴局で該申請を受け附けられた際は左の通り處遇する様業者に指示ありたい  
尚寫送附先として接受された揚子川一〇〇噸以下の小舟艇の物倉に於ても貴方に同附あり度い  
右為念  
一申請書類及提出先

海軍

1769

別紙に依る、但し一〇〇噸以下の小舟艇にあつては提出先は地  
方海運局長及地方財務局長

一 高松府先

二 復局長、漁業関係の動向は別に農林省水産局長

海  
軍

1770

(別紙)

蓄軍所屬船舶一時復用申請書

運輸省海運總局海運局長殿  
大藏省國有財産局長殿

一 申請船舶の概要

- (1) 船名又は公積番號（建造番號）
- (2) 船種及び要目（總噸、排水噸、馬力其の他機裝の概略等）
- (3) 蓄軍所屬機關名
- (4) 現 狀
  - (1) 復員及び掃海業務との關係
  - (2) 聯合軍に依る接收中なるものなりや否や
  - (3) 現在地及び動靜
  - (4) 終戦後より現在に至る迄の保管の経緯及び現狀

海 軍



船損傷の程度、状況

→ 使用計畫

(1) 使用目的

(2) 本船舶による事業の具体的計畫及び之と従來の事業との關係  
(特に軍船舶を必要とし申請する理由)

(3) 資金計畫

(4) 修理に要する期間、修理費見積

→ 希望條件

(1) 將來勝下を希望するや既に買下を希望するや並にその希望價格

(2) 希望價格算定の基礎

→ 申請者調査

(1) 代表者住所氏名連絡先電話番号等

海軍

1772

(四) 資本額、資本系統同系會社名

(五) 取締役及關係役員等の略歴

(六) 最近の貸借對照表、財産目録、決算報告書

(七) 定款、社則、其他關係法規類

(八) 會社沿革現組織機構等

為地元、民、地方、公共團體等の本申請に對する意見

六 中央直轄地方公共團體、其他關係者の開申

七 大藏省に二通、運輸省に一週提出の事

(終)

海  
軍

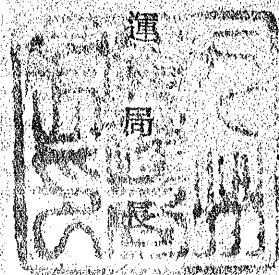
海發第三八三號

昭和二十二年八月五日

九州海運局

局長

佐世保地方復員局長 殿



總務部長

掃海艦艇十五隻の保轉について

今回海運總局不法入國船舶監視部強化の爲聯合國軍最高司令官總司令部覺書一九四七年四月二十二日附S O A P I N 一六二二號に依り掃海艦艇二十八隻を運輸省に引繼ぐ様指令があり。之か引渡については

總務部部長

極東海軍部隊司令官より本年七月十六日附C N F H / Q S 一五〇/ Y 八〇

布

S e r i a l 一五六四號を以て具体的指示があつたが此の指示に基いて第二復員局並に運輸省海運總局間にか移管實施要領の決定を見た結果右二十八隻の内當局不法入國船舶監視部には二復所屬掃海艦艇十

高



五隻が移管配置されることとなり、本月二十八日佐世保に於て引續く  
様決定されたが乗組員の整備、補給關係等について貴局に相當御高配  
を煩す事と豫想されろが格別の御協力を御願ひ致したい。

1775

受領書

臨海特務隊一五四號を別紙目録通り受領致しました

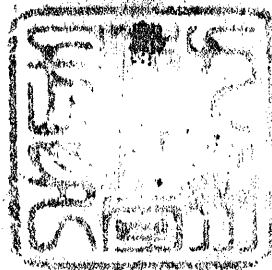
昭和二十二年八月二十八日

九州海軍局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一言 謙之 殿



1776

受領書

麻生特務通一六九號を別紙目録通り受領致しました

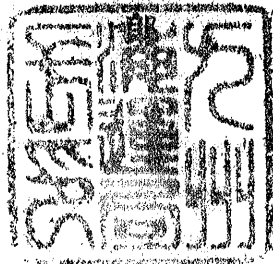
昭和二十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一宮 義之 殿



1777

受領書

臨海特務艇八〇號を別紙目録通り受領致しました

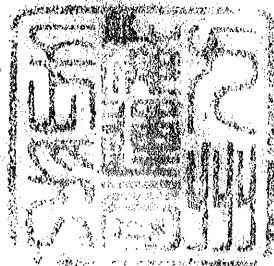
昭和二十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方検印局長

一 廣 統 之 殿



1778

受領書

羅潜特務艇二四五號を別紙目録通り受領致しました

昭和二十二年八月二十八日

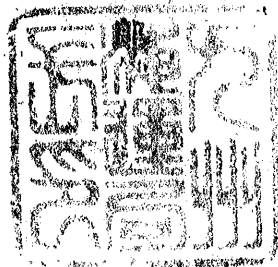
九州海運局長

三村

令二

佐世保地方復興局長

一宮 義之 殿



1779



受領書

昭和三十二年八月二十八日

昭和三十二年八月二十八日

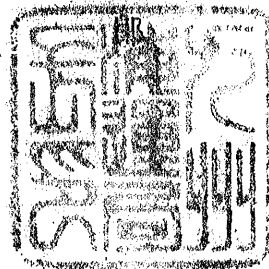
九州海運局長

三村

命二

佐世保地方復興局長

一 官 義 之 殿



1780

受領書

驅藩特初擬一七五號を別紙目録通り受領致しました

昭和二十二年八月二十八日

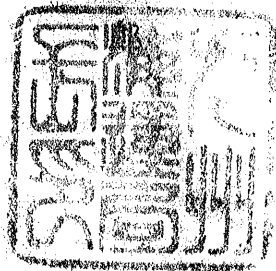
九州海運局長

三村

令二

藍世保地方復興局長

一宮義之殿



1781

受領書

陸海特務艦一八三號を別紙目録通り受領致しました

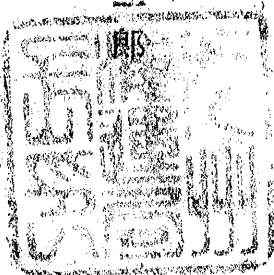
昭和二十一年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復員局長

一宮 義之 殿



1782

受領書

昭和三十二年八月二十八日 昭和三十二年八月二十八日 昭和三十二年八月二十八日

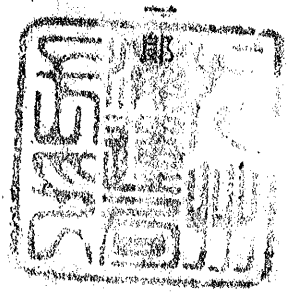
昭和三十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一宮義之 殿



1783

受領書

臨海特務艇二五六號を別紙目録通り受領致しました

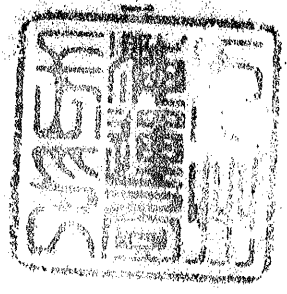
昭和二十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一宮 義之 殿



1784

昭和三十二年八月二十八日

昭和三十二年八月二十八日

昭和三十二年八月二十八日

受領書

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一宮 義之 殿



1785

受領書

陸海特務艇一九八號を別紙目錄通り受領致しました

昭和二十二年八月二十八日

九州海軍局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一宮 義之 殿



1786

受領書

隠潜特務隊ニ三ニ號を別紙目錄通り受領致しました

昭和二十二年八月二十八日

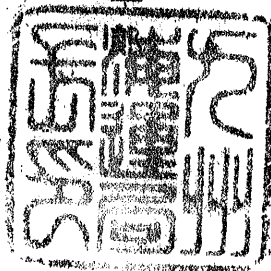
九州海運局長

三村

令三

佐世保地方復興局長

一宮義之殿



1787



受領書

臨海特務艇二一九號を別紙目録通り受領致しました

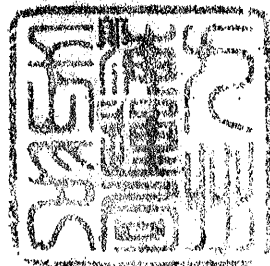
昭和二十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一宮 義之 殿



1788

受領書

臨濟特務懸ニニ七號を別紙目錄通り受領致しました

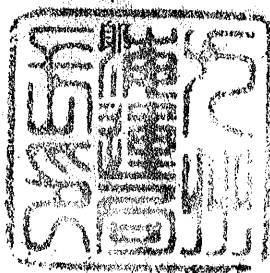
昭和二十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復興局長

一官義之殿



1789

受領書

臨濟特務艇二一七號を別紙目録通り受領致しました

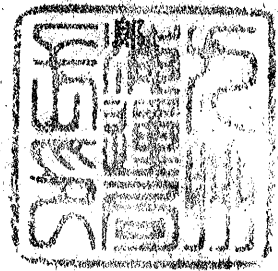
昭和二十二年八月二十八日

九州海運局長

三村 令二

佐世保地方復旧局長

一宮 義之 殿



1790

寫

總務部長

總務部

市

吉村

佐復總務部長

佐復管第 一一 號の二五五

十月五日送付

昭和二十二年十月二十二日

佐世保管船部長

熊本財務局長崎地方部佐世保管出張所長

九州海運局佐世保管支局長 殿

長崎縣庁佐世保管出張所長

雜役船の配分處理に關する件

首題の件に關し、二復中央より別紙第一の通り電報があり、まゝの

只今迄に處理済(一時貸與)の分を除き中央より指令ある迄、一時貸與は

見合せる事にして、まづ御承知下さい

尚本日迄に一時貸與済のものには別紙第二の通りです

記

(別紙第一、第二添)

寫送付先

佐復總務部 補給部

佐世陸地連絡所

海

船

1791

別紙第二

汽船部にて貸與中の舟艇

型	番	號	貸與先	記
汽艇	一	一三二	佐世保海運局	
〃	七	二一八	佐世保市	
大発	三	八八五	恵比須組	
曳船	八	六一六	佐世保燈臺局	
水船	二	一四二	佐世保市	

船

(福岡納)

海軍

局長

佐世保第一一 五、二五六

昭和二十二年十月二十三日

佐世保地方復員局管船部長

佐世保地方復員局長殿

SS十九號「カッター」亡失の件報告

SS十九號の丸米「カッター」亡失に関し同保管員長より別紙の通り報告がありました。同艇は亡失后相當の日時も経過し又當時調査も致しましたが發見するに至りませんので今後發見し得る公算も少いと想はれます。

(別紙添)

(終)

寫 造修課

米

局

海軍

1798

昭和二十二年十月二十三日

SS第十九号保管員長 養松武男

佐世保地方復興局管船部長殿

七失報告

昭和二十二年五月二十五日頃九米(十二挺立)「カッター」艇底ニ約一吋大ノ破孔一ヶ所及外側ニ亀裂ニ三ヶ所アリ約各程度浸水右舷前部上帯ニSS十九号自塗具ニテ記入セリ常時使用セズ

本船後部ニ繫留中、処方迄ハ繫留シタルヲ認メシガ翌朝月日當ラズ早速SS七号「カッター」ヲ借用シ駄裏海岸市営棧橋干盡赤崎前畑SSト海面等八方探シタレ共見當ラズ

索ガ切レタ様子モテクSS七号「カッター」モ一週間程前行方不明トナリ市営棧橋附近ニ乗捨テアリタルヲ發見シタリ 本船「カッター」モ多分何人カハ何処カニ乗捨テアルモト思考サレマス

(備 考)

添  
罫

尚此上共極力捜査致シマス

右ハ全ク私ノ不注意ニ依リ亡失セリ右報告致シマス

(終)



寫

總務部長

總務部

高木

佐復總務部長

佐復管第

一八號ノ五五

十月五日

昭和二十三年十月二十二日

佐世保管船部長

熊本政務局長地方部保管船部長

九州海運局佐世保管支局長

長崎縣庁佐世保管支局長

雜役船の配分處理に關する件

首題の件に關し二復中央より別紙第一の通り電報が有りまゝこのたび又今迄に上度  
銀増(時貸費)の分を除き中央より指令有る迄一時貸費は見合せ  
御承知下さる

尚本日迄一時貸費の分は別紙第二の通りです

(別紙第一第二添)

高送付先

佐復總務部  
補給部

佐藤産地連絡所

海

佐世保管船部  
船部長

佐世保管船部

(福岡納)

1796

海軍	新に...から	又今迄に度	[Seal]	(福岡納)
----	---------	-------	--------	-------

1796

紙 總 符

昭和五年十月三日  
佐世保管船部

佐世總務部 御中

前紙へ引換相成度

終

1797

別紙第一

昭和二十二年十月三十一日

(タテセ)

発信者 二復總務部

着信者 佐

復

通報

各復

本分

管船事務ニ關スル新事務態整定レツアル為難役船ノ配分處理  
(發着可含ム)ニ關シテハ中央ノ指令ヲ待タレタシ

總

(編四機)

海軍

別紙第二

管船部にて貸與中の舟艇

型	番	所	貨	興	名
汽艇	一一三二	七二一	佐世保海運局		
大丸	三八八五		恵比須組		
曳船	八一六		佐世保燈台局		
水船	二一四二		佐世保市		

總

(編 同 納)

海軍